

制作時の約束事



目的

第1条(目的)

何のためにやるのか目的を設定します。

→私達だけでは作れません。お互い"協力して"目的達成に向かいましょう。

第2条(業務)

私達は目的を達成するために最大限の努力をします。

第3条(仕様書)

仕様書を作成して、具体的な作業内容、仕様、金額、スケジュールを決めます。



費用

第4条(制作料金)

料金は仕様書の「作業内容」と「時間」と「影響範囲」によって決定します。

→作業内容、スケジュール、影響範囲の変更があった場合は、料金も変更します

→年間業務の場合、1年後に必ず料金の見直しを行います

第5条(着手金)

着手金の支払い後、業務に着手します。

→着手金は制作費の30~50%

→着手金は返金不可です



契約

第6条(制作の中断・キャンセル)

双方は、契約を解除することができます。

→その時の支払いは進捗の割合により決めます

第7条(契約不適合責任)

納品後の無償での不備対応は3ヶ月までとします。

→3ヶ月後でも有償で対応可能です

→納品後、制作者以外の人が編集した場合は対応できない場合があります

→WEBの特性上、システムやソフトウェアの更新頻度が高いため対応できない場合もあります

第8条(損害賠償)

損害賠償額の上限は、業務の対価として定めた委託料相当額までとします。



権利

第9条(所有権)

制作物を納品、委託料が完済されたときに所有権が移転します。

第10条(著作権)

著作権は納品後も制作者にあります。

デザインの二次使用は別途費用がかかります。

→制作データの譲渡も別途費用がかかります

第11条(秘密保持)

業務の遂行過程で取得した情報は秘密情報として扱い、

業務以外の目的で使用しません。

Date: / /

制作者:

依頼者: